

# 中華人民共和国反不正当競争法 (改正草案送審稿)

2016年2月25日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和國反不正當競爭法

(改正草案送審稿)

## 第1章 總則

**第1条** 社會主義市場經濟の順調な發展を保障し、公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な權益を保護するため、本法を制定する。

**第2条** 事業者は、經濟活動の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道德を遵守しなければならない。

本法における不正競争とは、事業者が本法に違反して他の事業者又は消費者の合法的な權益を損害し、市場秩序を攪乱する行為をいう。

本法における事業者とは、商品の生産、經營若しくは役務提供（以下「商品」という場合は役務提供を含む）に従事又は参与する自然人、法人及びその他の組織をいう。

**第3条** 各級人民政府は、措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。

県級以上の人民政府の工商行政管理部門は、不正競争行

為に対し監督検査を行う。他の法律、行政法規に別段の定めがある場合、関係部門は、その規定に従って監督検査を行うことができる。

**第4条** 国は、いかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会監督を行うことを奨励、支持若しくは保護する。

公職者は、不正競争行為に参加してはならず、これを助長し、庇護してはならない。

## 第2章 不正競争行為

**第5条** 事業者は、商業標章を利用し、次の各号に掲げる市場混同行為を実施してはならない。

(1) 他人の著名な商業標章を無断で使用し、又は他人の著名な商業標章に類似する商業標章を使用し、市場混同をもたらした。

(2) 自身の商業標章を強調して使用し、他人の著名な商業標章との同一又は類似により、公衆を誤導し、市場混同をもたらした。

(3) 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の屋号として使用し、公衆を誤導し、市場混同をもたらした。

(4) 著名な企業と企業グループの名称の中の屋号又はその略称を商標の中の文字標章又はドメインの主体部分

などに使用することで、公衆を誤導し、市場混同をもたらした。

本法における商業標章とは、商品の生産者又は事業者を区分するロゴマークをいい、著名な商品特有の名称、包装、装飾、商品の形状、商標、企業・企業グループの名称及びその略称、屋号、ドメインの主体部分、ウェブサイトの名称、ウェブページ、氏名、ペンネーム、芸名、チャンネル、番組・コーナーの名称、標章を含むがこれらに限らない。

本法における市場混同とは、関連公衆が商品の生産者、事業者に対して、又は商品の生産者、事業者に特定の関連性が存在するとの誤認を生じさせることをいう。

**第6条** 事業者は、優越的地位を利用し、次の各号に掲げる不公平な取引行為を実施してはならない。

(1) 正当な理由なくして、取引相手方の取引対象を限定する。

(2) 正当な理由なくして、取引相手方に対し、当該事業者が指定する商品を購入するよう限定する。

(3) 正当な理由なくして、取引相手方とその他事業者の取引条件を限定する。

(4) 料金を不当に収受する、又は取引相手方にその他の経済的利益を提供するよう非合理的に求める。

(5) その他非合理的な取引条件を付加する。

本法における優越的地位とは、具体的な取引の過程で、取引の一方当事者が資金、技術、市場参入、販売経路、原材料調達などに関して優越的地位にあり、取引相手方が当該事業者に対して依存性を有し、他の事業者に移し替えることが困難であることをいう。

**第7条** 事業者は、次の各号に掲げる商業賄賂行為を実施してはならない。

(1) 公共サービスにおいて、又は公共サービスに依存する形で、自組織、部署若しくは個人の経済的利益を貪る。

(2) 事業者間で契約書及び会計証票の中で経済的利益をありのままに記載せず、給付しない。

(3) 取引に影響が及ぶ第三者に経済的利益を給付し、又は給付を承諾し、他の事業者又は消費者の合法的な権益に損害を与える。

商業賄賂とは、事業者が取引相手又は取引に影響が及びうる第三者に経済的利益を給付し、又は給付を承諾し、事業者が取引機会又は競争優位を得られるよう仕向けることをいう。経済的利益を給付する又は給付を承諾することは、商業賄賂に該当する。経済的利益を収受する又は収受に同意する場合、商業賄賂に該当する。

従業員が商業賄賂を利用し、事業者のために取引機会又は競争優位の取得を図った場合、事業者の行為と認定しな

なければならない。従業員が事業者の利益に背いて賄賂を受受した場合、事業者の行為とみなされない。

**第8条** 事業者は、次の各号に掲げる、誤解を与える商業宣伝行為を実施してはならない。

(1) 虚偽宣伝又は偏った宣伝を行う。

(2) 科学的に定説のない観点、現象を定説化された事実として宣伝する。

(3) 紛らわしい言葉又は誤解を与えるその他の方式で宣伝を行う。

**第9条** 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密侵害行為を実施してはならない。

(1) 窃盗、誘引、脅迫、詐欺又はその他の不正手段により権利者の営業秘密を取得する。

(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を披露、使用し又はその使用を他人に許諾する。

(3) 取り決めに違反し、又は権利者の営業秘密の保護に関する要求に違反し、具有している営業秘密を披露、使用し又はその使用を他人に許諾する。

第三者が前項に該当する違法行為であることを知り、又は知り得べきにもかかわらず、権利者の営業秘密を獲得、披露、使用する、又はその使用を他人に許諾した場合、営業秘密を侵害したとみなされる。

本法における営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有し、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報をいう。

**第 10 条** 事業者は消費者に対して、次の各号に掲げる懸賞販促行為を行ってはならない。

(1) 自身が設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額若しくは賞品などの懸賞販促に関する情報を明示せず、消費者による景品交換に影響を及ぼす。

(2) 懸賞があることを偽り、又は意図的に内定者を当選させるなどの詐欺的な方法を用いて懸賞販促を行う。

(3) 賞品交換について、非合理的な条件を設定する。

(4) 抽選式懸賞販促で、最高賞の相当額が 2 万元を超える。

本法における懸賞販促は、抽選式懸賞販促と景品付懸賞販促が含まれる。同等の条件において、確定した景品を与える場合は景品付懸賞販促である。偶然的な方法により商品の種類又は賞品を与えるか否かを決定する場合は、抽選式懸賞販促である。

**第 11 条** 事業者は、虚偽情報、悪意のある評価情報を捏造若しくは散布し、不完全又は実証不能な情報を散布し、他人の営業上の信用、商品の評判を損ねてはならない。

**第 12 条** 入札者は入札談合により、入札価格の引き上

げ又は引き下げを行ってはならない。

入札者と入札募集者が結託して競争相手の公正競争を排除してはならない。

**第 13 条** 事業者は、ネットワーク技術又はアプリケーションサービスを利用し、次の各号に掲げる、利用者の選択に影響を及ぼし、他の事業者の正常な経営を妨害する行為を実施してはならない。

(1) ユーザーの同意を経ずして、技術的手段を通じ、ユーザーが他の事業者のネットワークアプリケーションサービスを正常に使用することを妨害する。

(2) 許諾又は権限を得ずして、他の事業者が提供するネットワークアプリケーションサービスにリンクを挿入し、強制的に特定のページにジャンプさせる。

(3) 他人が合法的に提供するネットワークアプリケーションサービスを修正、閉鎖、アンインストールする又は正常に使用できなくなるよう利用者を誤導、欺罔、脅迫する。

(4) 許諾若しくは権限を得ずして、他人が合法的に提供するネットワークアプリケーションサービスの正常な動作を妨害若しくは破壊する。

**第 14 条** 事業者は、他人の合法的な権益を侵害し、市場秩序を攪乱するその他の不正競争行為を実施してはな



らない。

前項に定められたその他の不正競争行為は、国务院工商行政管理部门が認定する。

### 第3章 監督検査

**第15条** 監督検査部門は不正競争行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる職権を行使する権利を有する。

(1) 調査対象行為に関わる営業所又はその他の場所に立ち入って検査を行う。

(2) 被検査事業者、利害関係者又はその他の関係する組織、個人に訊問し、証明書類、データ及び技術支援又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求する。

(3) 調査対象行為に関する合意書、帳簿、票憑、文書、記録、業務書簡、電磁的記録、視聴覚資料及びその他の資料を照会、コピーする。

(4) 違法疑義行為を一時停止し、被調査行為に関わる財産、物品の出所、数量を説明し、当該財産、物品を移転、隠蔽、破棄しないよう被検査事業者に命じる。

(5) 不正競争行為が疑われる財産、物品に対して、差押え、押収を実施する。

(6) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座及び預金に関する会計証票、帳簿、取引明細書などを照会する。

(7) 違法な資金を移転又は隠蔽したことを証明する証拠がある場合、司法機関に凍結を求めることができる。

**第16条** 監督検査部門が不正競争行為を調査する場合、被検査事業者、利害関係者及びその他関係する組織、個人は、関係する資料又は状況をありのままに提供し、監督検査部門が法により職責を履行することに協力しなければならない。監督検査を拒否、妨害してはならない。

## 第4章 法的責任

**第17条** 事業者は本法に違反し、他人の合法的な権益を侵害した場合、侵害行為を停止しなければならない。他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

事業者又は消費者は、不正競争行為により損害を受けた場合、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

**第18条** 本法第5条に掲げる行為のいずれかに該当し、紛争が生じた場合、当事者が話し合いにより解決を図る。話し合いを望まない、又は話し合いによって合意に達しない場合、当事者は、人民法院に訴訟を提起することができ、

監督検査部門に処理を請求することもできる。

事業者が本法第 5 条に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法な商品を没収し、違法経営額が 5 万元以上である場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金に処し、情状が重大である場合、営業許可証を取り上げることができる。違法経営額がない、又は違法経営額が 5 万元に満たない場合、25 万元以下の罰金に処する。違法経営額を算出できない場合、情状に応じて 10 万元以上 100 万元以下の罰金に処する。

本法第 5 条第 1 項第 (3) 号に違反した場合、監督検査部門は、当事者に対し、1 か月以内に企業名変更登録を行うよう命じなければならない。期日が過ぎても変更を申請しない場合、監督検査部門は、前項の規定を適用して処罰を行い、企業の登記・登録地の監督検査部門が当該企業の名称を企業信用情報公示システムから削除し、登録番号又は統一社会信用コードで当該企業の名称を代替し、当該企業を経営異常名簿に載せる。情状が重大である場合、営業許可証を直接取り上げることができる。

**第 19 条** 事業者が本法第 6 条の規定に違反した場合、地市级以上の監督検査部門が是正を命じ、違法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。違法経営額がない、又は違法経営額を算出できない場合、情状に応じて 10 万元以

上 300 万元以下の罰金に処する。

指定された商品の事業者が本法第 6 条に掲げる事由に違反した場合、前項の規定に倣って処罰を行う。

**第 20 条** 事業者が本法第 7 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、情状に応じて違法経営額の 100 分の 10 以上、100 分の 30 以下の罰金に処さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 21 条** 事業者が本法第 8 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法経営額の 3 倍以上 5 倍以下の罰金に処さなければならない。違法経営額がない、又は違法経営額を算出できない場合、情状に応じて 10 万元以上 100 万元以下の罰金に処さなければならない。情状が重大である場合、営業許可証を取り上げることができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 22 条** 事業者が本法第 9 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、情状に応じて 10 万元以上 300 万元以下の罰金に処さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

営業秘密の権利者が、他人が使用する情報とその営業秘密が実質的に同一である並びに当該他人がその営業秘密

を獲得する条件を有することを証明できる場合、当該他人は、それが使用する情報が合法的な出所を有することについて立証責任を負担しなければならない。

**第 23 条** 事業者が本法第 10 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法な商品を没収し、情状に応じて 10 万元以上 100 万元以下の罰金に処さなければならない。

**第 24 条** 事業者が本法第 11 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止、影響の除去を命じ、情状に応じて 10 万元以上 300 万元以下の罰金に処さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 25 条** 事業者が本法第 12 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、情状に応じて 10 万元以上 300 万元以下の罰金に処さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 26 条** 事業者が本法第 13 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、情状に応じて 10 万元以上 300 万元以下の罰金に処する。

**第 27 条** 事業者が本法第 14 条の規定に違反し、不正競争行為を実施した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、情状に応じて 10 万元以上 300 万元以下の罰金に

処する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 28 条** 本法に違反する不正競争行為があることを知り、又は知り得べきにもかかわらず、当該行為の実施者に対し生産、販売、保管、輸送、ネットワークサービス、技術支援、広告プロモーション、支払・決済などの便宜を提供した場合、情状に応じて 10 万元以上 100 万元以下の罰金に処する。監督検査部門の調査に自発的に協力し、状況をありのままに説明し、証拠を提供した場合、従軽処罰又は減軽処罰を行うことができる。

**第 29 条** 本法の規定に違反し、差押え、押収、販売の一時停止が命じられた商品を譲渡、隠蔽、廃棄又は販売した場合、監督検査部門は、当該商品を没収し、当該商品の代金の 1 倍以上 3 倍以下の罰金に処することができる。代金を算出できない場合、10 万元以上 100 万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第 30 条** 監督検査部門が法により実施する調査について、法定事由に起因せずに関係する資料、状況の提供を拒否し、虚偽の資料、状況を提供し、証拠を隠蔽、廃棄、移転した、又は調査を拒否、妨害するその他行為があった場合、監督検査部門が是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の

罰金に処する。

**第31条** 監督検査部門が下した決定に不服がある場合、法により行政不服審査を請求する又は行政訴訟を提起することができる。

**第32条** 不正競争行為を監督検査する公職者に職権濫用、職務怠慢があった場合、法により処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第33条** 不正競争行為を監督検査する公職者が汚職を働き、本法の規定に違反し犯罪を構成する事業者であると知りながら当該事業者が訴追を受けないよう故意に庇護した場合、法により刑事責任を追及する。

## 第5章 附則

**第34条** 本法における「以上」、「以下」は当該数が含まれる。

**第35条** 本法は、 年 月 日から施行する。